

ID: 114

担当部署: 町民生活課

処分の概要	管理料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町墓地条例 第13条第3項		
例 規 番 号	昭和50年条例第14号		
【基準】			
第13条第3項の規定による。 (管理料)			
第13条 使用者は、墓地の通路側溝等の清掃管理に要する経費として年1,890円の管理料を納入しなければならない。			
2 前項の管理料徴収基準日は4月1日とし、納期は、6月1日から6月30日までとする。ただし、基準日以降に使用許可を受けた者には、その許可を受けた月から月割で町長が別に指定する期日までに納入しなければならない。			
3 墓地の返還があったときは、その返還があった前月分までを月割で徴収し、またすでに納入があったときは、その月以降分を還付する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日